

★「海外派兵恒久化・武力行使法」制定へ強まる動き

昨年末から本年1月にかけて激しい攻防のうへ成立した「新テロ特措法」も09年1月15日に、「イラク特措法」は09年7月31日に「期限切れ」となります。こうした背景のもと「海外派兵恒久化・武力行使法」制定の動きが激しくなっています。

既に、06年夏に「石破試案」（自由民主党政務調査会国防部会・防衛政策検討小委員会委員長石破茂＝現防衛大臣を責任者とする試案）として法案は完成しています。現在、これをベースに「与党プロジェクトチーム」での検討が急ピッチで進められています。

当初は秋の臨時国会への上程・成立をめざしていましたが与党内の調整がすすまず6月20日に「中間報告」を発表という段階に止まっています。これは、7000を超える「9条の会」の全国各地でのひろがり、イラク訴訟名古屋高裁判決等にも示されるように、「憲法を守り生かせ」という広範な世論との矛盾が激しくなっているからです。

しかしながら、改憲勢力は、あくまで「海外派兵恒久化・武力行使法」制定に執念を燃やし、秋の臨時国会中の法案とりまとめ、09年通常国会への上程をめざしています。また、政府は6月8日、アフガニスタンへ調査団を派遣しました。その目的は「ISAFのための物資輸送の拠点候補地の調査」です。海上補給からさらにアフガニスタン陸上作戦支援もめざしているのです。

さらに、民主党が自民党の議論に乗る危険性が極めて高い現実を直視しなければなりません。民主党はもともと、06年12月「政権政策の基本方針」で、**国連決議があれば経済制裁や武力行使を含めた行動に参加する**としていること、同趣旨の「世界」07年11月号の小澤論文、07年秋～年末の福田・小澤の「**大連立**」協議のドタバタ劇等を見れば明らかです。民主党が07年12月21日臨時国会に提出した「対案」の25条では、海外派兵恒久化法の速やかな整備を要求しています。

★「海外派兵恒久化・武力行使法」の危険な内容

* いつでも・どこでも海外派兵、武器使用要件の大幅緩和へ

これまでの「テロ特措法」や「新・テロ特措法」（08年1月成立）、「イラク特措法」などの個別の特措法は、自衛隊を派遣する度に、派遣先・期間を限定したうえで自衛隊派遣を“正当化”する法律でした。しかし「派兵恒久化法案」は、①**期間の限定がない**、②**派兵対象地域の限定がない**、そして、③**武器使用の要件を大幅に緩和**しています。

* 単なる「支援」から、米英なみの本格的な「掃討作戦」従事へ

これまでの個別の特措法では、「後方支援活動」、「安全確保**支援**活動」（イラク特措法）、「補給支援活動」（新テロ特措法）などとされていました。しかし、恒久化法案では、「支援」ととどまらず、武力行使に発展する危険が常にある「**安全確保活動**」（**紛争地域での治安維持活動**）そのもの、あるいは「**警護活動**」や「**停戦監視活動**」、従来より格段に強化された「**船舶検査活動**」に自衛隊が「**部隊**」として従事します。

自衛隊の部隊は、**任務遂行中に**、「**質問**」・「**立入**」・「**一時的拘束**」等の権限も与えられ、これに対する**抵抗等**に対して、**現場の判断で武器使用**ができます。これは、

米英がイラクやアフガニスタンで展開している「掃討作戦」等と同じ作戦・武力行使を自衛隊が行うことを意味します。デモなどで抗議する民衆に自衛隊が発砲することも現実化します。

*** 「武器使用」の要件の大幅な緩和 → 本格的な武力行使へ**

これまでの「特措法」では、「正当防衛」に当たる場合しか人を殺傷してはならないとされ、使用武器も「小型」に限定されてきました。これは**憲法 9 条に基く辛うじての「歯止め」**でした。

しかし「海外派兵恒久化・武力行使法案」では、「自衛隊の部隊等」の武器使用については「**小型武器**」の限定を外し、しかも、「**正当防衛**」に当たらない場合でも人を殺傷することを認めています。現場にいる外国軍隊と一緒に武器使用することも可能です。相手方からの先制攻撃がなくても武器使用ができます。

*** 集団的自衛権の行使に明白に踏み込み、究極の憲法 9 条解釈改憲！！**

以上のように、これまで自民党政府さえ憲法 9 条違反としてきた**集団的自衛権の行使**に明白に踏み込んでおり、**事実上の憲法 9 条改悪**という極めて重大な内容です。07年の参議院選挙の結果、明文改憲が少し困難になったことから、**究極の憲法 9 条解釈改憲**として「海外派兵恒久化・武力行使法案」が登場してきているのです。こんな危険な法案の国会上程を絶対に許してはなりません。

★震源地はアメリカ

05年10月の「**在日米軍再編中間報告**」で「国際的な安全保障環境改善」を口実に、米国と日本が海外の共同作戦態勢で「実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる」ことに合意しました。そして07年2月16日の「**アーミテージ第2次報告**」は「派兵恒久法」を早くつくれと露骨に日本に要求しています。背景には、アフガニスタンでもイラクでもアメリカが泥沼に陥っている状況があります。日本の自衛隊がアメリカと一緒に恒常的に海外で武力行使ができるようにせよとの強い衝動が働いています。

★広範な世論で国会上程阻止を

民主党が07年12月21日臨時国会に提出し、通常国会への「継続審議」となっていた「対案」は、08年6月19日の衆院テロ・イラク特別委員会では、なんと民主党は継続審議に「**反対**」しました。しかるに6月20日の衆院本会議では自民党・公明党・民主党・国民新党の賛成多数で「継続審議」が決定（日本共産党・社民党は反対）という奇妙な経過をたどっています。こうした民主党の動揺的な態度は、同党が世論の動向に強く影響されることを意味しています。公明党も、いまのところ自民党の議論には完全には乗っていません。

従って、来年の通常国会前に「海外派兵恒久化・武力行使法」国会上程反対の圧倒的世論を形成すれば勝利の展望は開けます。



★直ちに学習会を！ そして宣伝を！

職場や地域で学習会を無数に開き「海外派兵恒久化・武力行使法」の危険な内容を学びましょう！そして集会・チラシ配布・街頭宣伝など、広く国民に危険な内容を知らせる活動にたちあがりましょう！ 憲法会議では、学習会の講師派遣に応じます。